

住宅防音工事に関する防衛省・南関東防衛局からのお知らせ

住宅防音工事で設置した防音建具・空気調和機器の取換工事の受付対象年次を変更

南関東防衛局では、住宅防音工事により設置した防音建具(外部開口部に設置した防音サッシ)・空気調和機器(エアコン、換気扇、レンジ用換気扇)が老朽化などで故障または機能が低下した場合、取り換え工事費用を補助しています(防音建具機能復旧工事・空気調和機器機能復旧工事(以下「機能復旧工事」という))。

■防音建具機能復旧工事の希望届受付対象住宅

区域(下図参照)	現行	2月25日以降
①85WECPNL※以上	平成4年3月31日までに防音工事が完了した住宅	防音工事が完了して10年以上経過した住宅
②80~85WECPNL	昭和63年3月31日までに防音工事が完了した住宅	
③75~80WECPNL	昭和61年3月31日までに防音工事が完了した住宅	

※WECPNL: 航空機騒音のうるさを表す単位(本文中はWと表記)

■空気調和機器機能復旧工事の希望届受付対象住宅

区域	現行	2月25日以降
全区域	平成16年3月31日までに防音工事が完了した住宅	防音工事が完了して10年以上経過した住宅

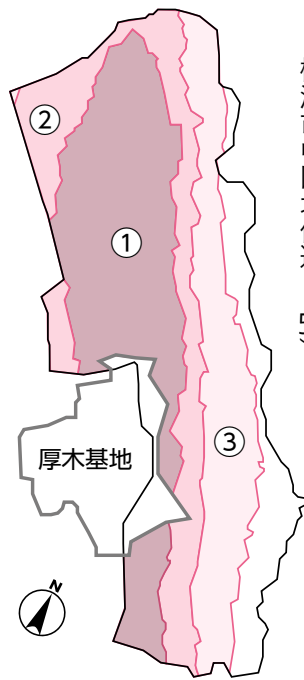
昭和61年9月10日までに建設された住宅で、平成18年1月31日の工法区分線(新)の設定により、75W(第Ⅱ工法適用)から80W(第Ⅰ工法適用)となった区域内にあり、過去に75W(第Ⅱ工法適用)で防音工事を実施した住宅について、第Ⅰ工法適用に改める工事(以下「工法是正工事」という)の費用を補助するための希望届を2月25日(火)から受け付けます。工法是正工事の対象住宅であるか否かについては、南関東防衛局へお問い合わせください。なお、機能復旧工事の希望届を提出した人のうち、工法是正工事の対象となる人は、機能復旧

工法是正工事に係る希望届の受付開始

2月25日(火)から、機能復旧工事の対象となる住宅の対象年次を変更し、「住宅防音工事希望届」を受け付けます(別表参照)。なお、原則として防音工事の実施順に機能復旧工事を実施する予定ですが、工事実施に伴う補助事業者の負担軽減の観点から、防音工事・機能復旧工事の両方が受付対象となっている人は防音工事と機能復旧工事を同時期に実施します。そのため、工事実施順序が前後する場合があります。

希望届の提出は南関東防衛局

工事に代えて、工法是正工事を実施します。
機能復旧工事および工法是正工事について、新たに受付対象となる人で、工事費用の補助を希望する人は、必要に応じて南関東防衛局(〒2331-0003 横浜市中区北仲通5-157)



- ①85WECPNL以上の区域
- ②80~85WECPNLの区域
- ③75~80WECPNLの区域

認知症サポーター養成講座を開催

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る「認知症サポーター」の養成講座を開催します。ぜひご参加ください。

とき▼3月11日(水)午前10時~11時30分

ところ▼サンホーム鶴間(西鶴間8-1-2)

定員▼先着20人



講師▼地域包括支援センター職員
申し込み▼電話で鶴間地域包括支援センター(サンホーム鶴間) ☎(27-1)2770へ。

に照会するなど対象住宅であるか否かを確認のうえ希望届を提出してください。希望届は南関東防衛局および座間防衛事務所(鶴間1-13-2 ☎(261)4332)で配布するほか、同局のホームページからダウンロードもできます。

■南関東防衛局企画部住宅防音第1・2課 ☎045(211)7133

■保健福祉センター高齢福祉課認知症施策推進係 ☎(260)5612 ☎(260)1156